

職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって

～人事委員会委員長談話～

- 1 本日、本委員会は、県議会と知事に対して、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与の改定を勧告しました。
本委員会では、本年4月における県内民間事業所の給与実態を把握し、本年の勧告の基礎となる公民較差を算出するため、本年5月から6月にかけて、人事院及び都道府県市特別区人事委員会が共同で調査にあたる職種別民間給与実態調査を実施し、この調査結果や人事院勧告及び他の都道府県の状況等を踏まえ、職員給与について検討を行いました。
- 2 職員給与については、昨年の本委員会の勧告に基づき、本年4月から「制度」・「構造」については国に準じ、「水準」については県内民間給与水準との均衡を図ることを基本とした給与制度としています。
本年の職種別民間給与実態調査結果で民間給与が昨年より上がったこと、一方において職員給与が給与制度の見直しや昨年の改定などにより下がったこともあり、職員給与が民間給与を下回っていました。このため、月例給については、この較差を解消するため、引上げを基本とした改定を行うこととしました。また、特別給については、職員の期末手当・勤勉手当の支給月数が民間の支給割合と均衡していることから、改定を行わないこととしました。
- 3 一方、人事院が50歳台後半層の給与水準の上昇をより抑える方向で報告・勧告した昇給・昇格制度の改正については、本県では、従来から国の給与制度を基本とし、昇給・昇格制度も国に準じていることや世代間の給与配分を適正化する観点から、国の改正に準拠してこの改正を行うこととしました。
- 4 職員の皆さんにおいては、行財政改革による限られた予算・人員の中で、年々多様化・複雑化する行政需要に応えるべく日々職務に奮闘されています。今後とも、県民全体の奉仕者として、県民生活の向上に向けて質の高い行政サービスを提供するという責務を自覚され、県民の期待と要請に応えるため、使命感と誇りを持って、引き続き職務に精励されることを期待いたします。
- 5 人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき、地方公務員の適正な処遇を確保しようとするものであります。この勧告に基づく給与改定を実施することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものと考えます。
県議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請いたします。
- 6 県民各位におかれましては、労働基本権の代償措置である人事委員会勧告の意義と、勧告実施により職員の適正な処遇を図り、公正な人事・給与制度を維持することの重要性について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。

平成24年10月17日

島根県人事委員会
委員長 中村 寿夫